



鳥取県公報

平成16年 2月17日(火)
第 7 5 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (99) (健康対策課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (100) (耕地課)	1
	土地改良法による換地処分 (101) (")	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (102) (")	3
	生産事業者の登録 (103) (森林保全課)	3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (104) (水産課)	3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (105) (治山砂防課)	4
	災害危険区域の指定 (106) (建築課)	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (3)	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2 件) (管理課)	5

告 示

鳥取県告示第99号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目 2 - 15	平成16年 2月 2日

鳥取県告示第100号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 口 隆 之	西伯郡名和町大字豊成520 - 1
"	二 宮 正 博	西伯郡名和町大字豊成1138
"	德 永 幹	西伯郡名和町大字倉谷597 - 1
"	二 宮 靖 德	西伯郡名和町大字豊成2581
"	河 村 貢太朗	西伯郡名和町大字東坪2465 - 1
"	山 脇 喜代志	西伯郡名和町大字門前1096
"	影 山 宏 明	西伯郡名和町大字門前988 - 1
"	吉 川 敏 治	西伯郡名和町大字加茂1592 - 8
"	林 原 徹 郎	西伯郡名和町大字門前86
"	高 虫 寛	西伯郡名和町大字茶畑131 - 2
"	古 好 篁 行	西伯郡名和町大字高田2439
"	佐 谷 勉	西伯郡名和町大字高田2056
"	松 田 新太郎	西伯郡名和町大字御来屋1090
監 事	國 谷 剛	西伯郡名和町大字富長661
"	小 藪 正 明	西伯郡名和町大字小竹324
"	岡 本 孜	西伯郡名和町大字御来屋154 - 5

平成14年 4月 5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 口 隆 之	西伯郡名和町大字豊成520 - 1
"	二 宮 正 博	西伯郡名和町大字豊成1138
"	德 永 健	西伯郡名和町大字倉谷488 - 1
"	二 宮 靖 德	西伯郡名和町大字豊成2581
"	河 村 貢太朗	西伯郡名和町大字東坪2465 - 1
"	山 脇 喜代志	西伯郡名和町大字門前1096
"	影 山 宏 明	西伯郡名和町大字門前988 - 1
"	美 甘 稔	西伯郡名和町大字門前800
"	林 原 徹 郎	西伯郡名和町大字門前86
"	高 虫 寛	西伯郡名和町大字茶畑131 - 2
"	古 好 篁 行	西伯郡名和町大字高田2439
"	佐 谷 勇	西伯郡名和町大字高田1928
"	敦 賀 亀 義	西伯郡名和町大字御来屋28 - 1
監 事	國 谷 剛	西伯郡名和町大字富長661
"	小 藪 正 明	西伯郡名和町大字小竹324
"	岡 本 孜	西伯郡名和町大字御来屋154 - 5

平成14年 4月 6日就任 任期 4年

鳥取県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区（下野工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第102号

倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業北面地区農業用排水及び暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 2月17日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第103号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の名称及び代表者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
鳥取県第264号	有限会社竹本園 代表取締役 竹本勘二郎	八頭郡佐治村大字 福園114	種穂の採取及び精選 並びに幼苗の育成	有限会社竹本園	八頭郡佐治村大字 福園

鳥取県告示第104号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたと、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年 2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取青谷加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第105号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

上町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字法古庵ノ二320 - 1	1号
八頭郡智頭町大字智頭字法古庵ノ二310 - 1	2号
八頭郡智頭町大字智頭字末谷口305	3号
八頭郡智頭町大字智頭字スエ谷2325	4号から7号まで
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷779番地先道路敷	8号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷奥2328 - 1	9号から11号まで
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ828	12号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ827 - 1	13号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ810 - 1	14号
八頭郡智頭町大字智頭字興田763 - 2	15号
八頭郡智頭町大字智頭字興田749 - 2	16号

鳥取県告示第106号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

上町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域のうち森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安

林を除いた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字法古庵ノ二320 - 1	1号
八頭郡智頭町大字智頭字法古庵ノ二310 - 1	2号
八頭郡智頭町大字智頭字末谷口305	3号
八頭郡智頭町大字智頭字スエ谷2325	4号から7号まで
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷779番地先道路敷	8号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷奥2328 - 1	9号から11号まで
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ828	12号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ827 - 1	13号
八頭郡智頭町大字智頭字小松谷上ミ810 - 1	14号
八頭郡智頭町大字智頭字興田763 - 2	15号
八頭郡智頭町大字智頭字興田749 - 2	16号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

平成16年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年2月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年2月20日(金) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成15年度青年リーダー研修会の開催について
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 業務の概要
 - (1) 業 務 名 八東川広域基幹改良工事「発電用工作物詳細設計業務委託」
 - (2) 業務区域 八頭郡八東町大字島
 - (3) 業務内容

本件業務は、八東川広域基幹改良工事に係る発電用工作物の詳細設計を行うものである。

(4) 業務の概要

ア 測量業務

横断測量 延長50m

イ 地質調査業務

ボーリング調査 6本

ウ 設計業務

取水ダム(堰) 詳細設計 一式

附属施設及び電気機械設備の詳細設計 一式

既設ダム除却設計 一式

(5) 履行期間 着手日から180日間

(6) 予定価格 75,175,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成16年2月17日(火)から同月26日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成15年4月1日(火)から平成16年2月26日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(5) 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の事務所等に常勤の技術者(測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の経験を有するものをいう。以下同じ。)を20名以上有すること。

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 県内に事務所等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。

(7) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している発電用工作物に係る詳細設計業務(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者として実施したものに限る。

(8) 次に掲げる基準をすべて満たす職員で、本件業務の管理技術者及び照査技術者として配置できる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を電力土木部門とするものに合格し、その登録を受けている者であること。

イ 平成6年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の管理技術者又は照査技術者として実施した実績については、代表者の管理技術者又は照査技術者として実施したものに限る。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月17日（火）から同月26日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次より直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月17日（火）から同月26日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道津山智頭八東線緊急地方道路整備工事（道路改良）（上部工）

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字智頭

(3) 工事内容

本件工事は、八頭郡智頭町大字智頭地内における高架橋の上部工を製作し、及び架設するものである。

(4) 工事の規模、構造

橋梁^{りょう}上部工

橋 長 L = 36.6m

幅 員 W = 7.0m (12.0) m

橋 体 工 L = 36.6m (ポストテンション方式PC連続中空床版橋)

高 欄 工 L = 77.5m

踏 掛 板 1箇所

(5) 工 期 平成16年 3月から同年12月20日まで

(6) 予定価格 82,650,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあたっては、平成16年2月27日) までの間にあるものに限る。) の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

(5) 平成16年2月17日 (火) から同月27日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日 (火) から平成16年2月27日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成6年度以降に完成し、引渡しの完了しているポストテンション方式によるPC連続中空床版橋の上部工^{ひた}の桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人 (以下「技術者等」という。) として当該同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定にする監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月17日(火)から同月27日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月17日(火)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県八頭地方県土整備局総務課建設業係(電話番号0858-72-3853)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥

取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のイの(ア)に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。